

# 災害時の対応

## 判断基準と対応

1. 午前6時の時点で以下のいずれかの要件があるとき、原則として生徒は自宅待機とする。
  - 千葉県北東部または香取・海匝地区に、大雨警報（又は大雪警報）と暴風警報の両方が発令されている。
  - 悪天候等により、JR成田線（成田・銚子間）が運行停止となっている。
2. 午前10時の時点で以下のいずれかの要件があるとき、臨時休校とします。
  - 千葉県北東部または香取・海匝地区に、大雨警報（又は大雪警報）と暴風警報の両方が発令されており、解除の見込み・天候回復の見込みがない。
  - 悪天候等によりJR成田線（成田・銚子間）が運行停止となっている。
3. 自宅の所属する地域に上記1の警報が発令されている場合も、上記1、2と同様の取扱いとする。
4. その他の場合、校長の指示に基づき生徒を登校させないことがある。その旨の連絡は午前6時を目安に、本校ラインネット及びWebページを通して行う。
5. 生徒在校時に上記1の警報が発令された場合は、関係方面と連絡の上、校長の判断により生徒に指示する。

※災害時の対応については、本校ラインネット及びWebページを通して連絡する。

上記の対応は、上記交通機関以外の交通機関利用者、徒歩、自転車通学者にも適用されます。登校するうえで著しい危険があるとき、または、常時利用する公共交通機関が運行停止していて代替の交通手段がなく欠席した場合は、欠席扱いとはしません。

※特別警報が出た場合、発令地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に従い、ただちに命を守るための行動をとることになります。